富士川町告示第８２号

納税通知書が送達できない者の告示

下記に記載の者の令和８年度国民健康保険税納税通知書は、納税義務者の住所並びに居所が不明なため送達できないので、地方税法第２０条の２及び富士川町税条例第１８条の規定により告示する。

なお、送達を受けるべき者の通知書は、富士川町町民生活課に保管してあるので、申し出により交付する。

記

納税通知書番号	納税義務者
１５９３	窪田　浩二

令和８年１１月１１日

富士川町長　望月　利樹

掲載期間：令和８年１１月１７日まで